



上富田町告示第142号

下記要綱を公布する。

令和8年9月29日

上富田町長 奥 田 誠



記

1. 上富田町避難行動要支援者管理システム構築業務委託に係る業者選定審査委員会設置要綱

上富田町避難行動要支援者管理システム構築業務委託に係る業者選定審査委員会設置要綱

令和8年9月29日

要綱 第49号

(趣旨)

第1条 避難行動要支援者管理システム構築業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するため、避難行動要支援者管理システム構築業務委託に係る業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 企画提案書の審査及び評価に関すること。
- (2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

- 2 委員は、福祉担当部署、防災担当部署、財政担当部署、及び関連部署の職員の中から、町長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員会に委員長を置き、福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 審査の結果は、出席委員の合議により決定する。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。